

平成30年じん肺健康管理実施状況について

平成30年じん肺健康管理実施状況に関する調査について

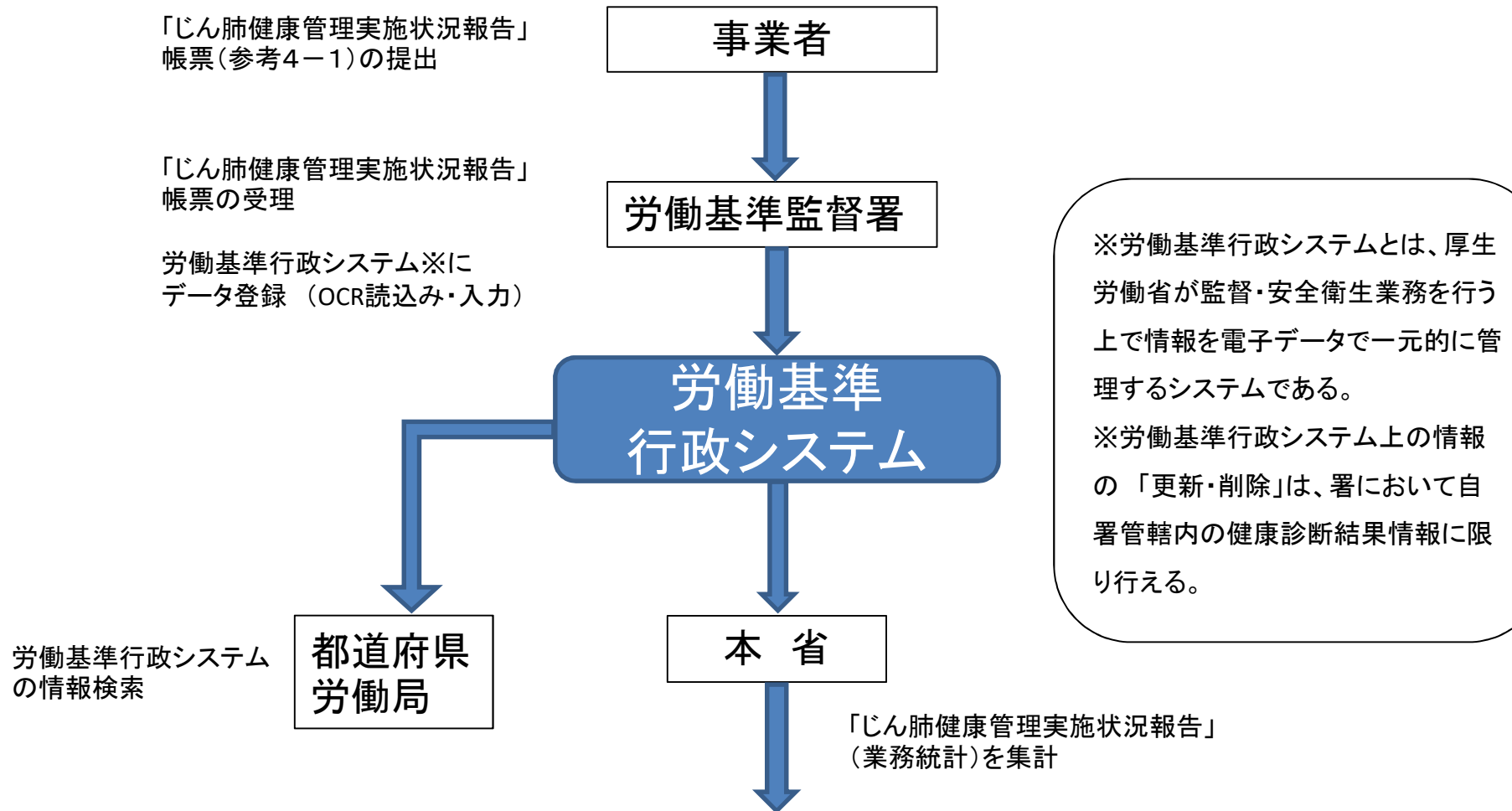
じん肺健康管理実施状況とは

- じん肺法施行規則第37条に基づく事業者からの報告などを集計したもの。
- 事業者からは様式8号に基づき、主としてOCR帳票を用いて報告される。
(少数ではあるが電子申請による報告もあり)
- 厚生労働省HPで公表されているデータ(「じん肺管理区分の決定状況(年次別)」、
「平成30年業種別じん肺健康管理実施状況」)には以下の項目がある。
 - (1)適用事業所数
 - (2)粉じん作業従事労働者数
 - (3)じん肺健康診断実施事業場数
 - (4)じん肺健康診断実施労働者数
 - (5)新規有所見労働者数
 - (6)じん肺管理区分決定件数、有所見者数、合併症り患件数
- 上記、公表データのうち(1)～(5)は事業者からの報告に基づき集計される項目である。
なお(6)については都道府県労働局からの報告に基づき集計される。

<じん肺法施行規則 第37条第1項>

事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、様式第8号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

「じん肺健康管理実施状況報告」登録・公表の流れ



- 「じん肺健康管理実施状況」(業務統計)を公表(厚生労働省HP)
- 安全衛生分科会じん肺部会で「健康管理状況」を報告

「じん肺健康管理実施状況報告」の項目概要

- ・厚生労働省HPや中災防「労働衛生のしおり」では「業種別じん肺健康管理実施状況」を掲載している
- ・この「業種別じん肺健康管理実施状況」ではじん肺管理区分決定件数以外の項目をOCR帳票から入力された数値を元に集計をしている

項目	集計条件
適用事業場数	以下のいずれかの条件を満たす事業場数を、「業種ごと」に集計したもの ①OCR帳票の「対象期間」が集計対象年で報告された事業場のうち、集計対象年を通じて廃止されていない事業場 ②OCR帳票で報告されていない事業場で、有害業務情報の「粉じん作業」が集計対象年内に登録がされている事業場のうち、集計対象年を通じて廃止されていない事業場
粉じん作業従事労働者数	OCR帳票の「粉じん作業従事労働者数(12月末日現在)」を「業種ごと」に集計したもの
じん肺健康診断実施事業場数	OCR帳票の「対象期間」が集計対象年で報告された事業場数を「業種ごと」に集計したもの
じん肺健康診断実施労働者数	OCR帳票の以下の合計を、「業種ごと」に集計したもの 「(イ)就業時健康診断(法第7条)」 「(ロ)定期健康診断(法第8条)第1号～第4号」 「(ハ)定期外健康診断(法第9条)小計」 「(ニ)離職時健康診断(法第9条の2)」
新規有所見労働者数	OCR帳票の「従来管理1であった労働者で、本年中に新たに管理2、管理3又は管理4と決定されたものの数」を「業種ごと」に集計したもの
じん肺管理区分決定件数	(労働局のみ更新権限があるじん肺管理区分情報管理のデータをもとに集計したもの)

調査結果①

(1)「平成30年業種別じん肺健康管理実施状況」修正前後データの比較

	適用事業場数	粉じん作業 従事労働者数	じん肺健康診断 実施事業場数	じん肺健康診断 実施労働者数	新規有所見 労働者数
公表データ (4月3日) 集計確定した公表データ	47,429	568,990	23,388	279,405	246
修正前データ (9月2日) 再確認実施前のデータ	48,322	629,084	25,649	304,733	191
修正後データ (9月27日) 再確認後のデータ	48,489	631,452	25,784	306,475	91

◇修正前データについて

監督署において労働基準行政システムの登録内容の再確認を開始する時点のデータ。公表データ集計以降、抽出までに追加・修正されたデータも含まれるため公表データと数値は異なる。

◇修正後データについて

監督署での修正後に集計されたデータ。今回の調査による確認・修正内容が反映されている。

※なお、9月27日再確認後も、事業場より修正報告等があった場合には、修正がされるため数値の変更はあり得る。

調査結果②

(2) 修正理由の分析(新規有所見者数)

修正した理由	具体的理由	件数	具体例	影響人数																				
OCRの読み取り	①報告書(原票)に記入されている数値と異なる数値がシステムに入力されている	8件	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>報告書(原票)</td> <td>システムに入力されていた数字</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">①</td> <td rowspan="4">0</td> <td>1 (2件)</td> </tr> <tr> <td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7 (4件)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>空欄</td> <td>1 (2件)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td>0</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・裏面の映り込み1件 ・黒枠内の文字の読み込み2件 ・訂正と訂正印の読み込み1件 ・文字が不明瞭1件 </td> <td></td> </tr> </table>		報告書(原票)	システムに入力されていた数字	①	0	1 (2件)	4	6	7 (4件)	②	空欄	1 (2件)	③	0	空欄	2	空欄	④	<ul style="list-style-type: none"> ・裏面の映り込み1件 ・黒枠内の文字の読み込み2件 ・訂正と訂正印の読み込み1件 ・文字が不明瞭1件 		61人多く集計されていた
		報告書(原票)	システムに入力されていた数字																					
	①	0	1 (2件)																					
			4																					
6																								
7 (4件)																								
②	空欄	1 (2件)																						
③	0	空欄																						
	2	空欄																						
④	<ul style="list-style-type: none"> ・裏面の映り込み1件 ・黒枠内の文字の読み込み2件 ・訂正と訂正印の読み込み1件 ・文字が不明瞭1件 																							
②報告書(原票)では空欄となっているものがシステムでは数値として入力されている	2件																							
③報告書(原票)に記入されている数値がシステムに入力されていない	2件																							
④その他	5件																							
事業者における数値の修正	・報告書(原票)の数値を修正する必要があると判明し、数値の修正があったもの	8件	<table border="1"> <tr> <td>報告書(原票)</td> <td>修正後の数字</td> </tr> <tr> <td>1 (3件)</td> <td rowspan="5">0</td> </tr> <tr> <td>3 (2件)</td> </tr> <tr> <td>4</td> </tr> <tr> <td>8</td> </tr> <tr> <td>18</td> </tr> </table>	報告書(原票)	修正後の数字	1 (3件)	0	3 (2件)	4	8	18	39人多く集計されていた												
報告書(原票)	修正後の数字																							
1 (3件)	0																							
3 (2件)																								
4																								
8																								
18																								

再発防止策

(1) 労働基準監督署への注意喚起

①労働基準監督署において報告原票を受理する際の数値の確認に併せて、②OCR入力の際の読み込み内容について、確認を徹底するよう注意喚起を行う通知の発出。

(2) システム改修(令和2年4月から運用開始予定)

1) 下記の場合に再確認を促すための表示を出す。

- ・分母・分子の数値で整合性が取れない場合
- ・新規有所見労働者数等で実数が入った場合

2) 一度、仮集計を行い、各監督署において前年の統計数値と比較し、数値の大幅な増減があるかどうか、再確認する。

3) 読み込み誤りの原因となる手書き記載を減らすため、報告をインターネット上で電子的に作成可能とする。

(3) 今後、システムが改修される際には、OCRについて識字率の精度向上や電子的に作成された報告書の電子申請等の検討を行う。

再集計作業の追加

1) 調査対象

- ①じん肺健康管理実施状況報告について、過去の集計についても同様の修正が必要となる可能性があるため、事業者から提出されている報告原票が文書保管期限内の平成28,29年分についても再集計を行う。
- ②じん肺健康管理実施状況報告と同様の仕組みで調査を行っている定期健康診断実施結果報告等11報告についても、同様の修正が必要となる可能性があるため、平成28～30年分(※報告原票170万件超)について再集計を行う。
- ③じん肺健康管理実施状況報告及び定期健康診断実施結果報告等12報告について令和元年分(※報告原票60万件超)についても、既に大部分のデータが入力されており、同様の修正が必要となる可能性があるため再集計を行う。

2) 調査方法・スケジュール

確認が必要な報告原票は合計200万件超となることから、確認作業を分割し、それぞれ委託し、調達を行った上で、本省において確認することとする。なお、対象となる報告原票の量が多いこと、委託について分割発注の必要があることなどから、1年半程度かかる見通し。

今後の再発防止策

上記をふまえ、じん肺健康管理実施状況報告と同様の仕組みで調査を行っている定期健康診断実施結果報告等11報告についても、じん肺健康管理実施報告と同様の対応(再発防止策(2)3)報告書のインターネット上における電子的作成を除く)を行う。

なお、定期健康診断結果報告及び心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書については、インターネット上で電子的に作成可能。

＜参考＞追加再集計対象調査

定期健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

特定化学物質健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

有機溶剤等健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

鉛健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

四アルキル鉛健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

高気圧業務健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

電離放射線健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

除染等電離放射線健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

石綿健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

じん肺健康管理実施状況報告(平成28年、平成29年、令和元年)

指導勧奨による特殊健康診断結果報告書(平成28年～令和元年)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(平成28年～令和元年)